

各 位

会 社 名 コスモ・バイオ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 笠松 敏明
(コード3386)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役総務部長 世良 伸也
電 話 03-5632-9600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 27 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 24 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結することができる会社役員~~の~~の範囲が拡大されたことに伴い、当社定款の一部を変更するものです。

なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行	変更案
<p>29 条 (社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>業務執行取締役</u>ではない取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 41 条 (社外監査役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 41 条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 24 日

以上